

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0531第1号」により下記の検査項目に検査実施料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 25 年 6 月 1 日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900 点

▼詳細内容 【新設項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900 点	免疫学的検査判断料 (※5:144点)	「D014」自己抗体検査の25	ア. 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ. 当該検査は、ELISA法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。